

大規模小売店舗の変更について

令和7年12月9日

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	ホームプラザナフコ 八幡東店
所在地	北九州市八幡東区東田一丁目2番20号
建物設置者	株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
変更の届出等の要旨	

1. 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷捌き施設	荷捌き可能時間帯
荷捌き施設1 (図1 建物南東側)	午前 7時30分～午後 8時30分
荷捌き施設2 (図1 建物南西側)	午前 7時30分～午後 8時30分
荷捌き施設3 (図1 建物南東側)	午前 7時30分～午後 8時30分

(変更後)

荷捌き施設	荷捌き可能時間帯
荷捌き施設1 (図2 建物南東側)	午前 7時30分～午後 8時30分
荷捌き施設2 (図2 建物南西側)	午前 6時00分～午後 11時00分
荷捌き施設3 (図2 建物南東側)	午前 7時30分～午後 8時30分

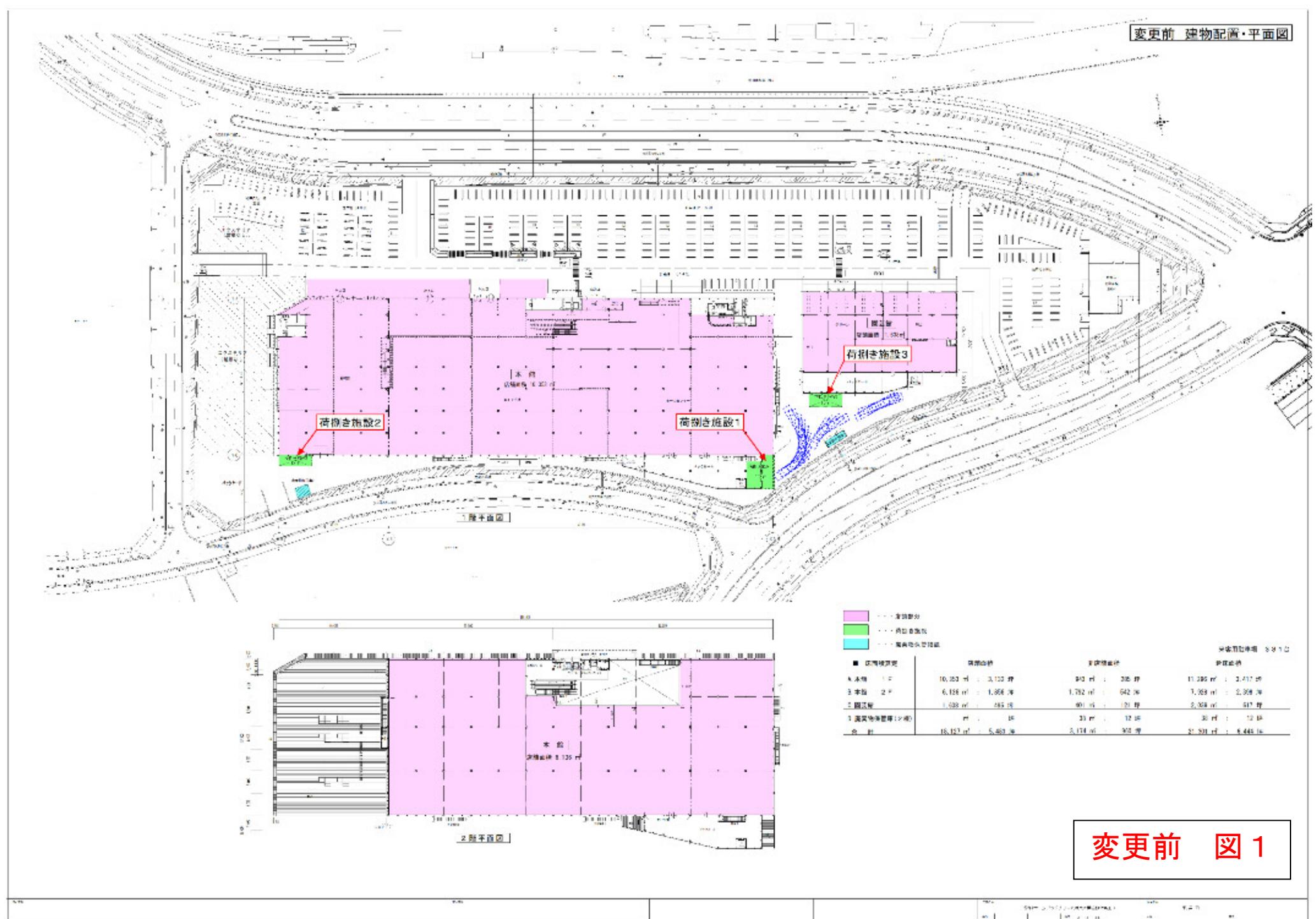
2. 変更届出日

令和7年12月2日

3. 変更する年月日

令和7年12月3日

変更前 建物配置・平面図



変更後 建物配置・平面図

